

大船渡市職員倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、本市の職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の公務員としての倫理（以下「職員倫理」という。）の確立及び保持に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職に属する職員をいう。
 - (2) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
 - (3) 管理職員 大船渡市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年大船渡市条例第16号）第8条の3又は大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和63年大船渡市条例第4号）第4条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員をいう。
 - (4) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）をいう。
- 2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項第4号の事業者等とみなす。

(職員が遵守すべき職員倫理の原則)

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。

- 2 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- 3 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受ける等の市民の疑惑や不信を招くような行為をしてはならない。
- 4 職員は、職務の執行に当たり、法令若しくは職務上の義務に違反し、又は職務の執行の公正さを損なうおそれのある行為を求める不当な要求に一切応じてはならない。
- 5 職員は、職務外においても、法令を遵守し、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを深く認識し、前条に規定する職員倫理の原則を遵守し、常に自らを厳しく律しなければならない。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は、職員の行為が公務に対する市民の疑惑や不信を招くことのないよう常に注意を喚起するとともに、職員に対する研修等職員倫理の確立及び保持に資するため必要な措置を講じなければならない。

(管理職員の責務)

第6条 管理職員は、率先垂範して職員倫理の高揚に努めるとともに、その職務の重要性を自覚し、部下職員に対し職員倫理の確立及び保持のために必要な指導及び助言をしなければならない。

(職員倫理規則)

第7条 市長は、第3条に規定する職員倫理の原則を踏まえ、職員倫理の確立及び保持を図るために必要な事項に関する規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。この場合において、職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

(贈与等の報告)

第8条 職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応接待（以下「贈与

等」という。)を受けたとき、又は事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として職員倫理規則で定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等により受けた利益又は当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。)は、職員倫理規則で定めるところにより、贈与等報告書を任命権者に提出しなければならない。

(贈与等報告書の保存及び閲覧)

第9条 前条の規定により提出された贈与等報告書は、これを受理した任命権者において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

2 何人も、任命権者に対し、前項の規定により保存されている贈与等報告書の閲覧を請求することができる。ただし、大船渡市情報公開条例(平成17年大船渡市条例第29号)第7条第4号に掲げる情報に係る部分については、この限りでない。

(倫理監督者)

第10条 職員倫理の確立及び保持を図るため、職員倫理を監督する職員(以下「倫理監督者」という。)を置く。

2 倫理監督者は、職員倫理の確立及び保持に関する事項について、職員に対する指導及び助言その他必要な措置を行うものとする。

3 倫理監督者は、職員がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反する行為(以下「違反行為」という。)を行った疑いがあると認められるときは、その事実関係について調査を行うものとする。

4 倫理監督者は、前項の調査の結果について、遅滞なく、任命権者に報告しなければならない。

(違反行為があった場合の措置)

第11条 任命権者は、職員が違反行為を行ったと認められる場合は、その違反の程度に応じ、法第29条第1項の規定に基づく懲戒処分その他人事管理上必要な措置を講じなければならない。

(公表)

第12条 市長は、毎年、職員倫理の確立及び保持に関する状況並びに職員倫理の確立及び保持に関して講じた施策について、その概要を公表するものとする。

2 任命権者は、前条の規定により職員に懲戒処分を行った場合において、職員倫理の確立及び保持を図るため特に必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要を公表することができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第8条の規定は、この条例の施行の日以後に受けた贈与等又は支払を受けた報酬について適用する。